

番号	ご意見の概要	回答
1	区域に指定された場合は対策を講じなければならないか。	土砂災害防止法に基づく区域指定により、新たに地権者または管理者に斜面对策や移転などの義務が生じることはありません。
2	区域に指定された場合は建替え時に規制を受けるか。	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）で居室を有する建築物を建築する場合、崩れた土石などの力に対して、建築物の構造が安全なものとなるようにする必要があります。
3	区域の指定について同意の署名は必要となるか。	区域の指定に対して同意の署名は必要ありません。
4	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）若しくは土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されたら移転しなければならないか。	土砂災害防止法に基づく区域指定により、新たに地権者または管理者に斜面对策や移転などの義務が生じることはありません。
5	今回のお知らせはどのような趣旨のものか。	この度のお知らせは、住民の生命と身体を守ることを目的に、土砂災害のおそれがある区域の指定に対してご意見を伺ったものです。
6	自分宛てにお知らせが送られてきたのはなぜか。	この度のお知らせは、登記上の情報をもとに、指定を予定する区域内の土地所有者、建物所有者、建物占有者を対象に送付させていただいたものです。
7	重複してお知らせが送られてきたのはなぜか。	この度のお知らせは、登記上の情報をもとに、指定を予定する区域内の土地所有者、建物所有者、建物占有者を対象に送付させていただいたものです。

8	区域に指定された土地を売買する場合は許可等が必要になるか。	区域に指定された土地の売買に対して手続きが生じることはなく、許可等を受ける必要はありません。
9	区域に指定された土地から移転する際に補助制度はあるか。	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象区域となりますので、危険住宅の除却費用と住宅の建設に要する借入金の利子に相当する費用が補助されます。
10	区域に指定された土地において土砂災害が発生した場合、所有者に罰則等はあるか。	土砂災害防止法に基づく区域指定により、新たに地権者または管理者に斜面对策などの義務が生じることはありません。土地や施設の維持保全は、一般的にその所有者が行うこととなりますので、維持保全を怠ったことにより土砂災害が発生した場合には、区域の指定に関わらず責任が生じることもあります。
11	区域に指定された土地を市に買い取ってもらえるか。	市が土地を買い取ることや寄付を受けることはありません。
12	現在まで何ら問題ないので区域の指定は不要。	これまでに崩れたことがない箇所であっても、斜面の風化や経験したことのない豪雨などにより崩れた事例が全国的に多くなっております。なお、土砂災害防止法に基づく区域指定は、住民の生命と身体を守ることを目的に、土砂災害のおそれがある区域を明らかにして早めの避難に役立てるものであり、土砂災害の危険度を表すものではありません。
13	土砂災害に対する早めの指示を願いたい。	がけ崩れなどのおそれがある箇所については、平時からパトロールを行っているほか、大雨時についてはがけ崩れなどによる二次災害の防止に努めております。また、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに発表されるものですが、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、気象情報に注意しながら早めの避難をお願いします。

14	土砂災害に対する安全対策を願いたい。	北海道では、急傾斜地法に基づく対策工事などを進めていますが、道内には多数の危険箇所があることから、すべての危険箇所に対策工事を実施するには、膨大な時間と費用が必要となります。この度の土砂災害防止法に基づく区域指定は、土砂災害のおそれがある区域を明らかにして警戒避難体制の整備などを行い、対策工事によらないで住民の生命と身体を守ることを目的としています。
15	過去に設置されたがけ崩れ防護施設が老朽化している。	がけ崩れなどのおそれがある箇所については、平時からパトロールを行っているところではありますが、施設などに異変が見受けられた場合はご連絡願います。
16	過去に設置された雨水処理施設が機能していない。	土地や施設の維持保全は、一般的にその所有者が行うこととなりますので、雨水処理施設を設置した者が維持保全を行うこととなります。
17	指定された区域内のがけは崩れるか。	土砂災害は、長雨や集中豪雨などが原因で発生することが多く、地形や地質などによっても左右されるため、土砂災害の発生の有無を特定することは困難です。なお、土砂災害防止法に基づく区域指定は、住民の生命と身体を守ることを目的に、土砂災害のおそれがある区域を明らかにして早めの避難に役立てるものであり、土砂災害の危険度を表すものではありません。

※ご意見は、個人情報保護の観点から「ご意見の概要」として掲載しています。